

# 平成24年度 高知市特定公共賃貸住宅申込案内書

高知市営住宅管理センター  
高知市本町五丁目6番13号  
電話 823-9067

## 募集住宅

団地名	鏡畑川 特定公共賃貸住宅 2号室
所在地	高知市鏡的湊 263-2
戸数	1戸
構造・規模	木造2階建 88.33㎡(和6畳×2室, 洋6畳×2室, 洋4.5畳×1室 台所6畳)
使用料(月額)	30,000円
敷金	90,000円

## 申込受付期間 及び 受付場所

- 日時 平成25年1月23日(水)～2月1日(金) 午前8時30分～午後5時15分  
(12時～13時は休み)  
※ 鏡地域振興課(鏡庁舎内)では上記期間中, 申込書の預かりのみします。
- 場所 高知市役所 南別館5階 市営住宅管理センター

## 抽選会

- 日時 平成25年2月13日(水)(詳しい日程は, 後日ハガキにてご連絡します。)
- 場所 高知市役所 南別館 7階 701 会議室  
※ 抽選結果は, 当落にかかわらず申込者全員にハガキにてお知らせします。  
※ 抽選会は参加自由です。欠席されても申込者に不利な結果にはなりません。

## 入居予定日

平成25年4月1日(月)の予定です。

## 申込資格

- (1) 現に同居，又は同居しようとする親族（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係にある者及び婚約者で入居説明会までに入籍し同居できる者を含む。）がいること。  
※ ここでいう親族とは，6親等内の血族または3親等内の姻族です。
- (2) 現在，自ら居住するために住宅を必要とする者であること。
- (3) 申込人又は同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 現に市営住宅に入居し，又は入居していた者のうち，次に掲げる要件に該当する者でないこと。
  - (a) 市営住宅に関する使用料その他の徴収金を滞納し，又は滞納していた者
  - (b) 高知市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求された者
- (5) 市営住宅，共同施設又はその付属施設を故意にき損した者でないこと。
- (6) 確実な保証人がある者。（入居するときに保証人が必要です。）
- (7) 収入額（同居親族に収入がある場合は合算した額）が  
158,000円以上 487,000円以下であること。  
※ ただし，入居者の世帯がおおむね昭和31年4月1日以後に生まれた者で構成され，入居者の所得の上昇が見込まれる場合には，収入が  
139,000円以上 487,000円以下とする。

## 募集の概要

- (1) 申込み受付当日は書類審査と現在の住宅の状況等お聞きしますので，必ず，ご本人又はご家族の方がお越し下さい。（郵送での申込みはできません。）
- (2) 申込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。
- (3) 年齢等の条件の基準は受付日です。申込書の年齢欄は，申込受付日現在で記入してください。
- (4) 申込書に虚偽の記載をした場合，申込みを取り消します。  
また，申込受付日から入居日までに受付内容と実際の状況が変わった場合は，市営住宅管理センターまでご連絡ください。なお，それにより取り消しの対象となる場合があります。
- (5) 婚約をしている場合は，入居説明会（入居1週間前の予定）までに入籍することを申込みの条件とします。
- (6) 夫婦の別居等，不自然に世帯を分割した申込みは原則できません。
- (7) 提出された書類はお返しいたしません。
- (8) 複数の申し込みがあった場合，公開抽選を行います。

## 申込時の必要書類

- (1) 高知市特定公共賃貸住宅入居申込書（この案内書にはさみこんでいます。）  
※ 申込書の裏面にある勤務先証明欄は，申込み時には記入不要です。
- (2) 通常ハガキ2枚（年賀ハガキ・かもめーる等は使えません。何も書いていない郵便番号7桁の通常ハガキを持ってきてください。）

## 当選後の手続き

当選された方は、入居資格審査のため、抽選会後7日以内に以下の書類を提出していただきます。  
なお、再審査の結果、新たに提出書類が必要になることがあります。

### (1) 住民票

- ※1 全部記載のもの〔続柄・本籍・世帯全員（入居しない方も含む）が記載された、発行後3か月以内のもの〕
- ※2 住民票上別世帯の親族と同居を希望する場合は、それぞれの世帯の全員の住民票（上の※1と同じ種類のもの）及び申込人と同居しようとする人が親族であることを証明できる戸籍謄本等が必要です。

### (2) 所得証明書（平成24年度所得証明書＝平成23年1月から12月までの所得に係るもの）

所得証明書は、平成24年1月1日に住民登録のあった市町村で発行します。  
（高知市内の方は、市役所本庁舎1階税務証明係又は各地域窓口センター）  
※ただし、収入の申告がされていないと所得証明書が発行できませんので  
ご注意ください。

- ※1 収入の有無にかかわらず、世帯全員の所得証明書が必要です。
  - 中学生以下の方は必要ありません。
  - 高校・大学・専門学校などに在学中で就労していない方は、在学証明書又は学生証を提示してください。（コピー可）
- ※2 生活保護法による扶助費又は中国残留邦人等に対する支援給付を受給されている方は所得証明書の代わりに第一・第二福祉課発行の世帯全員記載の受給証明書が必要です。

### (3) 勤務先等の収入証明

- ※ 平成23年1月以降に就職した給与所得者は、上記(2)の所得証明書に加え、申込書裏面の勤務先証明が必要です。
- ※ 平成23年1月以降に営業を開始された事業所得者については、上記(2)の所得証明書に加え、営業収支を証明する書類が必要となります。

### (4) 現在の家賃の領収書等

- ※ 賃貸契約書や金融機関等への振込み明細書、引き落としの通帳などを確認します。
- ※ 実家や間借り等により、家賃を支払っていない場合は不要です。

## 申込書の書き方

- (1) 申込書の左上に、募集住宅の団地名、住宅号数を記入すること。
- (2) 入居申込者及び同居しようとする親族を記入すること。  
※入居決定した場合、申込書に記載されている方以外の入居はできません。
- (3) 申込み世帯全員の勤務先又は職業の名称（学生の場合は学校名）及び勤務先の電話番号を必ず記入してください。
- (4) 申込み理由・現在の住宅の状況と、住宅に困窮している内容を詳しく記入してください。
- (5) 入居申込人は必ず署名、捺印をしてください。
- (6) 平成23年1月以降に就職された方は、就労した期間と総収入額について申込書の裏面に勤務先の証明が必要です。

## 収入基準

収入の基準は、年間所得金額から各種控除を行い、12か月で割った額（収入額）が 158,000円以上487,000円以下 であること。

※ ただし、入居者の世帯がおおむね昭和31年4月1日以後に生まれた者で構成され、入居者の所得の上昇が見込まれる場合には、収入が 139,000円以上487,000円以下 とする。

### 《計算式》

$$\left( \begin{array}{l} \text{年間所得金額} \\ \text{市町村長が発行する所得証明書の所得金額} \\ \text{※ 同居しようとする親族がいる場合、各々の年間所得金額を合算した金額。} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{一般控除} \\ \left( \begin{array}{l} 38 \text{万円} \\ \times \\ \text{同居親族数} \\ \text{及び} \\ \text{非同居の扶養親族数} \end{array} \right) \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \left( \begin{array}{l} \text{控除額} \\ \times \\ \text{特別控除対象者数} \end{array} \right) \end{array} \right) \div 12 \text{か月} = \text{収入額}$$

### (注意)

- (1) 給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額が年間所得金額になります。
- (2) 所得税法上の非課税所得は所得とみなされません。(遺族年金、障害者年金等)
- (3) 申込者及び同居の親族の収入(所得税法上の収入)がある場合は合算されます。
- (4) 収入額は、所得税法上の所得額(給与所得控除後の金額)からそれぞれの控除金額を控除した額を12か月で割った額です。
- (5) 平成23年1月以降に就職した者は、支払われた給与の合計金額を基に1年間に換算し収入とします。

## 入居注意事項

- (1) 入居に際して、敷金(入居時の住宅使用料3か月分)が必要です。また、保証人が1名必要です。
- (2) 入居後、地区の活動にご協力をお願いします。
- (3) 入居後、入居申込人全員の住民票を市営住宅に移してください。(住民票の世帯分離は認めていません。)
- (4) ペットの飼育は禁止しています。
- (5) 住宅使用料については、口座振替による納入をお願いします。
- (6) 特別な事情により、住宅使用料の支払いが困難である場合には、申請により住宅使用料等を減免又は徴収猶予できる場合があります。
- (7) 入居後に各種設備や工作物の設置等をする場合は、住宅課の許可が必要となります。また、工事等にかかる費用は入居者ご自身で負担していただきます。

【例】手すりやエアコンの設置など軽微なもの

入浴設備やトイレの改装など工事を要するもの

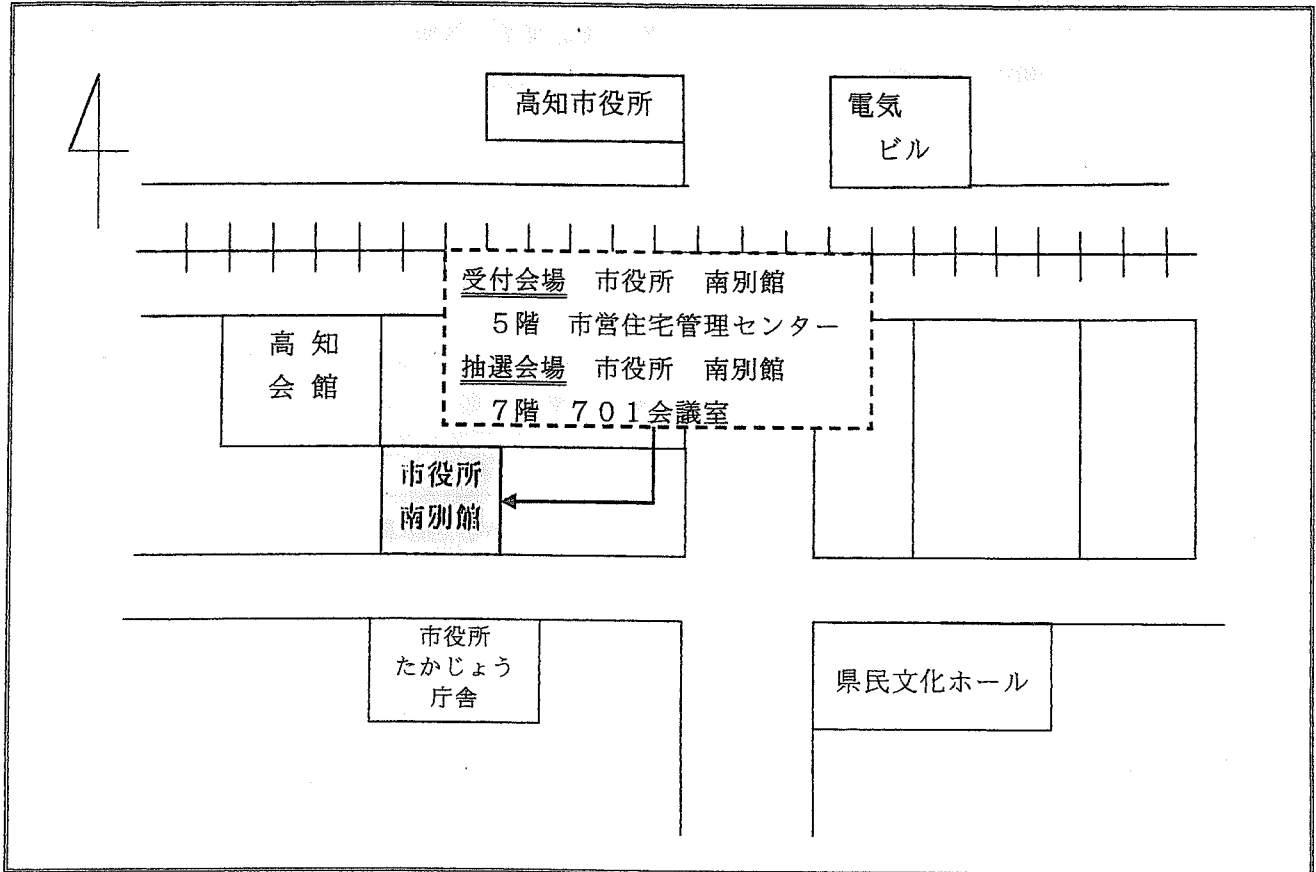
- (8) 入居後に世帯人員の異動等がある場合は、市営住宅管理センターへお申し出ください。

- (9) 市営住宅には家財や家電製品等は設置されておりませんので、入居者ご自身で準備をしていただきます。
- (10) 住宅を返還するときは、畳の表替え・ふすまの張替え及び増築等を行った場合による撤去で自己費用が必要となります。
- (11) 住宅については、入居前に必要な最低限の機能回復・修繕および美装を行います。経年変化による汚損・劣化等については、あらかじめご容赦願います。
- (12) 入居前、市営住宅の内覧はできません。

控除一覧表

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除 (a)	申込世帯員のうち申込人以外の方	一人につき38万円
	扶養親族控除 (b)	申込世帯員には入っていないが、所得税法上の扶養親族の対象として認められている方	
特別控除	寡婦控除 (c)	次のいずれかに該当する女性 ① 夫と死別あるいは離婚した後、婚姻していない方、又は夫の生死が不明の方で、扶養親族又は生計を一にする子（年間所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ② 夫と死別してから婚姻していない方、又は夫の生死が不明の方で、扶養する親族はいないが年間所得金額が500万円以下の方	その人の所得から27万円を限度として控除する。
	寡夫控除 (d)	妻と死別あるいは離婚した後、婚姻していない男性、又は妻の生死が不明の男性で、次のすべてに該当する方 ① 生計を一にする親族である子（年間所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ② 年間所得金額が500万円以下の方	
	障害者控除 (e)	申込人又は一般控除対象者の中で、所得税法に規定する障害者（身体障害者、精神・知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳等を交付されている場合）で下の特別障害者控除(f)に該当しない方	一人につき27万円
	特別障害者控除 (f)	申込人又は一般控除対象者の中で、所得税法に規定する特別障害者（身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A1～A2等）に該当する方	一人につき40万円
	老人扶養親族控除(g)	扶養親族のうち、年齢が70歳以上の方	一人につき10万円
	特定扶養親族控除(h)	扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満の方	一人につき25万円

申込受付会場 及び 抽選会会場 案内図



(表)

申込番号	団地名	住宅号数			受付年月日	受付者印			
		号							
特定公共賃貸住宅入居申込書									
申込 人	現住所	(電話 — )							
	本籍								
	氏名								
入居する世帯全員の状況	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	現在の同居・別居の別	職業・勤務先	勤務先電話番号	収入の有無
	1	申込人	男・女	・	・				有・無
	2		男・女	・	・	同居・別居			有・無
	3		男・女	・	・	同居・別居			有・無
	4		男・女	・	・	同居・別居			有・無
	5		男・女	・	・	同居・別居			有・無
	6		男・女	・	・	同居・別居			有・無
備考									
<p>高知市長 様</p> <p>上記のとおり特定公共賃貸住宅への入居を申し込みます。また、次のとおり誓約及び同意します。</p> <p>(1) 本申込書の記載内容及び誓約事項が実態に相違するときは、本申込みを無効とされても異議はありません。</p> <p>(2) 入居者資格を確認するために必要があるときは、私及び同居しようとする親族の固定資産税課税台帳等について、調査・閲覧することに同意します。</p> <p>(3) 私及び同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約するとともに、その確認のため必要があるときは、高知県警察本部において暴力団員に該当するか否かを調査することに同意します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申込人氏名 <span style="float: right;">印</span></p>									

